

重点事項推進WG（第3回教育SW）議事概要

1. 日時：平成18年3月31日（金）10：30～11：30
2. 場所：永田町合同庁舎2階応接室
3. 議題：教育委員会改革

有識者ヒアリング 国際基督教大学大学院教授 西尾 勝氏

4. 議事概要

西尾教授 教育委員会制度の改革論議について経緯を御説明せよということなのですが、もちろん私が関わりました範囲内でのことに限られます。

「はじめに」のところに書いてありますように、戦後、教育委員会制度というものは直接公選制、市町村から置かれるものとなっていたのですが、この教育委員会法というものが20年代に廃止になりまして、現在の地教行法が制定され、現在の体制がつけられたということです。

直接公選制の委員制度から地方議会の同意を得て首長が任命するという任命制へ変わったということと、戦後直後のときは、公立小中学校教員は市町村職員という身分であったとともに、その任用権も市町村教育委員会にありましたが、この任用権の方は都道府県教育委員会の方に引き上げました。しかし、身分の方は依然として市町村職員のままであるということで、現在身分と人事権が乖離している。都道府県と市町村に分離しているという変則的な状況にあるわけです。

この改正が行われましたときに、教育行政の政治的中立性、専門性といったようなことを確保するためという理由の下に、当時の文部省は市町村教育委員会に置かれる教育長、それから都道府県教育委員会に置かれる教育長というものについて、その任命について上級機関による承認が必要であるという制度を創設しました。市町村の教育長の場合には都道府県教育委員会が任命を承認しなければならない。都道府県の教育長の場合は文部大臣が承認をしなければならないという条件が付けられたわけです。

このころ、教員の給与の問題についても、これはもっと戦前からの延々たる歴史がありますが、現在まで続いてきた義務教育費国庫負担金制度、公立義務教育教員の給与の半分は国が持つ。そして、残りの半分は任用する都道府県が持つという制度になったということでございます。

それが今日まで続いている基本的な形だったわけですが、地方分権推進委員会が1995年から活動を開始しましたときに、まずまちづくり部会、くらしづくり部会という2つの部会が設けられていましたけれども、くらしづくり部会の方で教育とか福祉にわたることが検討されたのですが、冒頭から教育長任命承認制度というのは地方自治制度の原則に反する極めて変則的な制度なので、分権改革をやるというからにはこの任命承認制度を廃止するということが最初の問題だというふうに提起されたということです。

そこで、いわゆる各省ヒアリングを何度か重ねましたけれども、当時の文部省は官房審議官が出てまいりまして、当省は政治的中立性を守るために任命承認制度は引き続き堅持していくことが絶対に必要であるという主張を繰り返しました。

そこで、都道府県レベルで申しますと京都府で蜷川革新府政が行われましたときに、この京都府の教育委員会の教育長の任命を文部省が承認をしないというような事例が出てきたわけです。その後は代々教育長が変わっても京都府側は文部省に出かけていかない。ですから、任命の承認がないままに続くというような変則的な事態が都道府県では起こっておりまして、これは全国的に大きなニュースになった事件なわけです。

府県レベルではそういう実例がございましたけれども、ところで市町村レベルの教育長について都道府県教育委員会が任命を承認しなかったという事例はあったのかということがいろいろ議論されました。形式上、承認の申請があって、それを承認しなかったという事例はそれまでの時点ではゼロであるという回答でした。

ただ、こういう行為があるときは事前に大体御相談があるわけでありまして、この人を任命したいと思っているのだけれども、いいだろうかという打診がある。その段階で、それはいかがなものかといったケースは4件くらいあって取り下げられたという事例はあります。したがって、この制度はちゃんと機能しているのだというのが文部省側の言い分でございます。

例えばどんなケースかといいますと、市長の選挙の際に市長選挙の選挙事務長を務めていたような人を市長当選後、教育委員に任命し、教育長に互選する予定というようなケースについて、それはどうかといって委員からは取り下げさせたというようなケースがあって、やはり政治的中立性を守るためには機能しているのだという議論でございました。

そこで、もう一つ関連いたしまして、教育長の任命承認制度を廃止するかどうかという問題とは別に、現在の地教行法とか社会教育法では、教育委員会の所掌事務として学校教育のほかには社会教育とか、文化財保護とか、その順に並べているのです。その結果、そういうものは当然に教育委員会の所掌事務だというふうに考えられて、各市町村、都道府県ともそれでやってきた。

ところが、だんだんそれが崩れ出していたわけです。まず、文化ホール、文化会館のたぐいなのですが、これは法律が全くない施設でございます。そして、市町村にしる、都道府県にしる、いわば任意の事務であって義務づけられている事務では全くありませんから、やってもやらなくてもいいという施設なのですけれども、これをどちらが所管するかというときに首長部局、市町村長部局あるいは知事部局の方でこれを所管するという例がどんどん増え始めました。

そういう同じ流れで、次に問題になったのは博物館です。博物館は社会教育法上の社会教育施設、美術館も含めて博物館と言うのですけれども、そうなっていますので、この規定から言うと教育委員会の所掌事務なのですが、教育委員会にやらせるとどうもうまく運営できない。そこで、首長部局の所管にしたいというところがどんどん出てくるようにな

りました。

それで、更に問題になってくるのが図書館であります。もっと一般的に言えば、そういう施設ではない社会教育関係のことは、いわば教育委員会だけでやっているわけではなくて、どこの部局も市民に対する教育的なプログラムというのはいろいろ持っております。子ども相手であれ、老人相手であれ、さまざまに所管しているわけでありまして、社会教育を教育委員会の所掌とすると非常に相互の連携が悪くなっていくので、これも問題だというようなことが出てきていたわけです。

そこで、地教行法、社会教育法に法定されている教育委員会の所掌事務を学校教育に法律上は限定したらどうかという要求が出ました。これに対して当時の文部省は、その必要はない。今でも現にここから切り離されているところがある。それは、教育委員会と首長の間で協定書を結んでちゃんと移管の手続きをとればできるし、現にやっているのだから、そのやり方で引き続きやっていただければいい。国の側はその法律を改正する気はないということをお願いしていたわけです。

更に、このときの地方公共団体からのヒアリングに際しましては、全国町村会から出てきた要望書の中には公式には書いてありませんでしたが、全国町村会長、当時の会長は席上で公立小中学校教員の任用権を都道府県教育委員会ではなくて市区町村の教育委員会の方に移譲してほしい。自分たちの村に来て、村のために一生懸命最後まで教育に当たるといふ熱意を持った教員を採りたい。それが自分では採れないということは非常に市町村の教育にとっては大きなことなので、我々に欲しいということを要求しておられました。しかし、この点は当時の地方分権推進委員会では余り賛成論がありませんで、取り上げられませんでした。熱心な教員を採りたいというのはよくわかることなのですが、小さな町村で教員を雇ったとき、市町村の学校にしか回らないという教員の場合、人事異動が極めて困難になるのではないかと。そして、特に問題教員が焦点ですね。問題教員の始末がつかなくなるということがありまして、それはちょっと無理ではないかという意見の方が多かったので、最後の問題は結局その時点では取り上げられませんでした。

話を元に戻して、この教育長任命承認制は地方分権推進委員会の強い要求でありましたので、このことだけでも何とか実現しようということになっていたのですが、当時のこの問題についての文部省の対応方針はこういうことです。地方教育行政の政治的中立と専門性を高める方向で教育委員会制度を改革する、その作業の一環として、任命承認制を廃止することには同意する。任命承認制は廃止するけれども、ちょっと回りの整備をやり直させてくださいというのが文部省の意向でありました。

どういうことをやりたがっていたかといいますと、その当時の中教審などでもさんざん議論されていた問題ですが、教育長を専任のものにしたいということです。ちょっと話は細かくなりますけれども、市町村レベルと都道府県レベルで教育長の位置付けというのは違っていたりしまして、市区町村の場合には教育委員にまず任命する。教育委員に任命するわけですから、市町村長が候補者を選定して、そして地方議会にかけて同意を求めて教

育委員に任命する。ですから、これは特別職です。その上で、この教育委員に任命された人の中から教育委員会が教育長を互選するというようになっていましたから、市区町村の教育長というのは教育委員であり、教育長であるという身分になっていたのです。

都道府県の方はこれとは違いまして、都道府県は教育委員を兼ねていない。教育委員は市町村と同じような方式で選ばれるのですけれども、その選ばれた合議体の教育委員会が教育長を選任する。任命する。そういう方式になっていたわけです。教育委員ではない教育長です。文部省は教育長の専門性を高めるという観点から、都道府県教育長型のものの方が理想だというふうに考えていまして、市区町村の教育長をそういう形に変えたいというのが一点です。

それからもう一点は、そうなのだけれども、都道府県の場合の教育長は地方議会同意というものを要しない形になっていたわけですが、これも地方議会同意の任命制に変えたい。これは当時の文部省の考え方からすると、その方が政治的中立性を保つ有効な方策であるというふうに理解していた。つまり、知事が任命するというと知事の意向に沿った政治色のある人が任命される可能性が依然として強い。教育委員会が互選、任命するのですけれども、事実上、知事の影響力が働く。そこがやるのはまずいので、地方議会にその同意を求めるといった方が、中立性が確保できるのではないかという考え方をしていたわけです。そして、更に教育長をそこで特別職にする。教育委員会委員ではありませんから特別職ではなかったわけですが、それを特別職の扱いにする。つまり、知事、副知事、出納長に並ぶような高級なポストとして教育長を位置付けるということを考えていたわけでありま

す。これをめぐってはさまざまな議論がありまして、一体地方議会同意にかける方が本当に政治的に中立なのか。むしろ議員たちが発言権を持った方が、政治色が出てくる人事になるのではないかという反論もいろいろありました。それから、教育長を特別職にするという話については、何でだ。よくわからん。知事、副知事、出納長に並ぶというわけなのですけれども、重要性などということから言ったら、いざとなったら知事の代理を務める総務部長も特別職にしなきゃおかしいのではないかとか、いろいろありまして、なぜ教育長だけ特別職にするのだということについてもいろいろ議論はありました。

しかし、それは文部省がお考えになり、政府が考えることであろうということで、地方分権推進委員会はその中身についてまで注文をつけなかったわけです。それで、ともかく教育長任命承認制は廃止せよということをやっていた。

そこで、その後、第4次までの勧告を受けまして、政府側は政府としての地方分権推進計画というものを策定することになったわけですが、その際、最後のところでこの問題ががたがたともめ続けました。文部省は一連の要望を実現するための地教行法の改正その他、地方自治法の改正にまで及ぶものですから、当時の自治省と折衝して、そういう文言を地方分権推進計画の中に皆、書き込みたいということで要求したわけですが、自治省が簡単に首を縦に振らなかったということです。

任命承認制を廃止することについて自治省が反対していたわけではないのですけれども、一体専任制にすることがいいのか、地方議会同意にすることが本当にいいことなのか。特別職にする理由があるのかといったようなことについて十分な議論を尽くさなければいけない問題なのではないか。この短期間の間にそこを政府の閣議決定の約束として書いてしまうことには簡単には同意できないというのが自治省の立場だったわけです。

特にややこしい話なのですから、教育長というのは教育委員会が選任するものから、これを地方議会同意の任命制に変えるといったとき、その議案はだれが出すのか。教育委員会関係のことであっても議会で議案を出すというのはすべて都道府県知事がやることになっていたわけですが、この教育委員会の任命人事について同意を求めるという案件は、放っておくと都道府県教育委員会が議案を都道府県議会に出すということになるのではないか。それは従来の制度を根本的に変える突破口になる可能性がある。そこで、それは慎重に議論しなければいけない問題なのではないかということを自治省は言ったわけです。

それで、話がつきませんで、最後のところでどう文言を書くかということが時間切れになりかかってきたわけです。そのとき文部省はがりりと方針を変えまして、当時の担当者は「ウルトラCを考えました」と表現しましたけれども、全く従来の対応とは別の方法をとったのです。それは、都道府県教育長を市区町村教育長型に変更するという決定をしたということです。要するに、市区町村型ですから、まず教育委員に選ぶ。そうすると、議会同意が要る人事になっている。それで特別職になる。その教育委員の中から教育長を互選する。こういう方式に変えた。いわば犠牲にしたのは教育長の専任制という本来の願望を放棄したといえますか、そういう形でほかの点を確保した。こういう予想もしない改革にこのときはなったわけでありませう。

そして、今度は地方制度調査会の議論になってきますけれども、その間に起こったことは御承知かと思いますが、島根県の出雲市長等から、元は文部官僚だった方なのですから、こういう方々から教育委員会制度というのは要らないのではないかと。学校教育も含めて全部市長が統括した方がいいのではないかと。教育委員会制度廃止論というものが打ち出されまして、いろいろ話題になりました。

その後、今度は構造改革特区制度が生まれるようになりましてから、埼玉県の志木市長等の方から、特区提案としまして教育委員会の必置制度の廃止要求というものが出てきた。これは特区ですから、我が市に限ってという要求になるわけですが、この場合は必置規制の廃止ですから、教育委員会制度をそもそもなくすか、なくさないかという全国的な問題ではなくて、教育委員会を置いて教育委員会にやらせてもいいし、置かなくて市長が所管してしまってもいいという自由選択権を市町村に与えてくれと、こういう要求だったわけです。

それで、だんだんそういう議論が強まってまいりまして、全国市長会が第27次地方制度調査会に出した意見書のと時から教育委員会制度の必置規制の廃止、自由選択制の要求と

いうものが都市側から出てくるようになりました。

それで、文部科学省や中央教育審議会はこういった問題にどういう考え方を取っていたかといいますと、教育委員会必置規制は依然として堅持する必要があるというのが今日まで変わらない立場です。

ただ、従来と大きく変わってきておりますのは、教育委員会の所掌事務の法定範囲、地教行法や社会教育法で並べられている事務の範囲というものを限定いたしまして、学校教育等に限定することは考えてもいいのではないかというのが現在の文部科学省や中教審の考え方になってきております。

ただ、ここが「学校教育等」ということになっておりまして、学校教育にまだ限定はしていない。何を言っているかといいますと、社会教育と、それから文化財保護はやはり教育委員会に所管させてほしいということですね。それで、文化財保護というのは知事部局にしる、市区町村部局にしる、どこのセクションもいわば開発型でやっていきまして、文化財をどんどんつぶしてしまうか、軽視してほかの事業をやってしまうという傾向があるので、これは独立の機関が守ろうとしないと、例えば埋蔵文化財等々は守れないのだというのが文部省側の意向で、文化財保護は絶対に残したい。

それから、社会教育を残したいといっている意味がまだよくわからないところがあります。広い意味で言いますと、社会教育というのは図書館、博物館、すべて含むものでありますし、その全体を守ろうとしているのかどうかよくわからないところがあります。そうではなくて、図書館、博物館というような施設はいいのだけれども、公民館を守りたいのかもしれないということです。それからもう一つは、要するに学校外で教えることはすべて社会教育という考え方になっていますから、成人に対する、あるいは幼児に対する教育だけではなくて、児童生徒、小中学校段階の生徒に対しても学校教育以外の地域で行う教育はすべて社会教育という概念に入っているわけですね。校外教育です。学校の外の教育です。そういうことは学校教育と極めて密接な関連があるので、これは教育委員会に残しておきたいというふうにも言っています、この社会教育というのがどういう意味の範囲のことを言っているのかはまだはっきりしないところがあります。

ともあれ、学校教育と、社会教育と、それから文化財保護は残したいのだということで、そういう言い方をしています。

したがって、スポーツ行政といいますか、体育行政とか、そういうものはどんどん放棄していてもいい。それから、大人に対して行うような生涯学習的なものは切り離していい。切り離していいと思っているものがあるのだと思います。

28 次の地方制度調査会では、地方公共団体の自主性・自律性を強化するというテーマと、それからもう一つ、道州制の構想と、2つの問題が大きなテーマになっていたのですが、この自治体の自主性・自律性に関する事柄については昨年末、12月の末に答申を出しました。この答申を出すに当たって、教育委員会を含めた行政委員会制度の問題とか、地方議会に対する規制の問題とか、いろいろなことが取り上げられたわけですがけれども、その際

に地方6団体側の意見を改めてヒアリングすると同時に、文部科学省からも教育委員会問題についてヒアリングをしています。それで、審議官が出てまいりまして文部省としての見解を述べたわけです。述べたことは、先ほど申し上げたようなことであります。

地方制度調査会の答申は実は2段階の改革提言になっておりまして、各種ある行政委員会のうちの教育委員会と農業委員会については必置規制を廃止すべきではないかということをもまず言っているわけです。ほかの行政委員会、選挙管理委員会とか人事委員会等々については何も言っていない。教育委員会と農業委員会というものを取り出しました。あるいは、都道府県ならば公安委員会が大事なのですが、これには触れておりませんで、教育委員会と農業委員会については必置規制を廃止すべきである。そういう委員会を置いてもいいし、置かなくてもいいという自由選択制に切り換えるべきであるということをおっしゃっています。

ところが、教育委員会問題についてはそう言っておきながら、その後、まず少なくとも当面という言い方をしています、教育委員会の所掌事務の法定範囲を学校教育に限定する。この改正は早急にやれという提言になっています。これは文部科学省が教育委員会の必置規制は緩めない。絶対維持するというふうに明言してしまっているので、そう簡単にはいかないだろう。地方制度調査会が提言したとしてもそうはならないだろうということが見えているものですから、それは言うておくけれども、まずは法定範囲の限定をしるということに重点を置いた答申になっているということです。

以上が経過であります。私個人の意見としましては、教育委員会制度というものをくくっているために文部科学省から都道府県教育委員会へ、そして市町村教育委員会へという縦の系列のいわば教育王国と言うべき独立王国を形成することになっていると考えます。どこのセクションだって、ある程度はそうなのですね。建設部は皆、国土交通省が本省だと思っていますし、そういう縦の系列の関係はできていると言え言えるのですが、そういう通常の縦の政策ネットワーク以上に強固なネットワークができ上がっている。よその干渉を許さないという世界になっている。

事実、教育委員会の事務局は学校教員の免許を持っている人たちが中心になって動かししているというところがありますから、教育者たちの世界になっているようです。それで、学校教育法その他は文部科学省が「命令をする」とか「指示する」というような表現はほとんどありませんで、「指導をするものとする」という表現になっていたのです。ですから文部省、それから教育行政学者たちは文部行政、教育行政というのは権力的な行政ではないのだ。非権力的な行政なのだ。あくまで助言指導なのだというふうに言い続けてこれたわけですが、この指導というものが事実上、命令以上に強いものになっておりまして、我々の表現で言えば真綿で首を締めるといったような指導になっているのではないかと感じていまして、指導という表現もやめると随分言ったのですが、いまだに残っています。ただ、「指導するものとする」という表現になっていたのを「指導することができる」というふうに変えられましたけれども、依然として指導という文言になっています。

この指導なのですけれども、完全に指導が貫徹する体制ができ上がっていると聞いております。例えば、最近三位一体の改革に関連をしまして、義務教育費国庫負担金の制度を廃止して一般財源化するということが大論争になったわけなのですけれども、御承知のように、その際、大手の全国新聞に大々的な広告欄が載ったことは御存じだと思いますが、全国PTA連合協議会から始まりまして教育関係の団体が全部連名で並ぶという大広告が出ました。

そこに都道府県教育長会議とか、市町村教育長会議というものが全部名前を並べています。知事たちの多くは、これを廃止しようと思っているわけです。それで、市町村長の中にも廃止論者は多いわけで、それは地方6団体として言えば負担金の廃止ということを国に求めているときに、公然と教育長会議などが名前を並べて、反対を表明する。こういうことが総務部系や建設部系、厚生部系で起こるか。絶対あり得ないことです。それが平然として起こるとというのが私の言う独立王国の形成という話です。ですから、この系列を崩すということが非常に分権改革にとっては大事な問題だと考えています。

2番目に、文部省は政治的中立制と専門性ということを一貫して主張しまして教育委員会制度の擁護をしてきているわけなのですが、少し政治的中立の原則というものを過剰強調しているのではないかと思います。

地方分権推進委員会で論議になったときも、政治的中立性、中立性と言うけれども、そのために市町村都道府県や教育委員会制度を生んだというわけでありますが、それでは国の文部省と文部大臣というのは一体何なのだとすることで、多くの人がそのことを問題にしたのです。ほとんど38年間、自由民主党一党支配の政権が続いてきたわけでありますが、その政党内閣であり、その内閣の一員である国務大臣である文部大臣が文部行政の長としてやっている。そこで国の教育行政というのは政治的中立性が維持されていると言えるのか。おかしいじゃないか。そういう理屈ならば、国の方も中央教育委員会ということで、その下に文部省があるという形態の方が当然だろうという議論がありました。

それに対して、当時の文部省の審議官は何と言ったかということですね。国の場合は官僚機構がしっかりしておりまして、大臣の言によって左右されているわけではありません。都道府県、市町村の公選の長の下ではその保障はない。要するに、県庁職員や市町村職員ではあてならないということを明言しているわけです。それはおかしいじゃないかということも皆が言ったのですが、今は余りそういうことを強調しませんけれども、その論議が起こる度にそのことが問題になっています。

この政治的中立のためにとおっしゃるわけなのですが、本当に政治的中立というものが要求されてくるというのはどういう次元だろうかということを考えますと、これが全くないとは私も思いません。教育の世界では政治的中立を維持しなければいけないということがあるわけです。そうするとどこが大事かというと、教員の人事なのだと思います。教員の任用から始まりまして、任用した人がクラスでこういう教育をしている。これは政治的に偏向した教育を児童生徒にしている。こういう者を放置していいのかということ

が問題になることはあり得るわけです。

これは辞めさせるとか、自分の意向に沿った人を教員に採用するというようなことを地方が行い出しますと、これはやはり教育を乱すということが起こりますから、教員の人事における政治的中立性をどうやって確保するのかというのが一番大きなマターとしてあると思います。

それからもう一つあるとすれば、教科書の採択です。どの教科書を使うかというときの決定、評価をするものですから、これを我が市、我が県は使うという、その選択です。新しい教科書をつくるという団体がいろいろな問題提起をしていますが、それを採用しろという知事さんもらっしゃるわけですね。これは今でも問題になっています。東京都でも問題になったり、愛媛県で問題になったりしておりますが、教科書採択にも若干その要素があるかもしれません。したがって、そういうところで何とかして政治的中立を保つ仕組みなりルールなりは必要なのですけれども、それ以上には余り問題になることはないのではないかと我々は考えています。

そうであるとすれば、教育委員会制度という行政委員会制度をとらなければならないという必然性はない。また、それをやめるのであれば、それに代わる最低限の何らかの措置は実行しなければいけないだろうというふうに考えております。

私の個人的な意見としても地方制度調査会の答申と同じでありまして、いずれはその教育委員会制度の根本から問題にしたいと思っているのですが、当面差し当たり教育委員会の所掌事務の法定範囲を学校教育に明確に限定していただいた方がいいのではないかと考えています。

そして、教育委員会制度を本当に置かなくてもいいという任意自由選択制に移行するのだとすると、そのとき都道府県教育委員会と市区町村教育委員会の関係というものを整理しておくことが極めて重要なのではないかと考えまして、その関係の改革の方が先決要件になるのかなという感じがしています。それで、義務教育費国庫負担金制度の改革に関連いたしまして、このところまた一段と、市町村側から教員の任用権を市町村教育委員会、市町村に与えてくれという要求がだんだん強まっています。文部科学省側も、今までは政令指定都市まで与えてきたのですけれども、それを中核市程度にまでは下ろしてもいいかもしれない。あるいは、中核市等でもちょっと範囲を広めてもいいかもしれない。そこまでは緩んできていますが、一般の市にまで下ろすとか、あるいは町村にまで下ろすというところまではまだ決断はできていないということです。

これが実際問題としましては、先ほどあったように本当に小さな町村まで下ろしてしまっても教員が十分確保できるだろうかという問題と、教員の人事異動が円滑に行えるだろうかということと、ここに不安はあるわけです。したがって、ここに何か新しい、いい工夫ができるかどうかということが大事だと思うのですけれども、そこに新しい工夫をして抜本的に変えていかなければいけないのではないかと。身分は市町村の職員です。しかし、任用権も給与を払っているのも都道府県ですという、この変則的な状態というのはいかなるかの

形で解消しないといけないのではないかと思います。そういう手当てをいろいろやっていけば、従来の必置規制の廃止ということにいてもいいのではないかと思います。

私は教育委員会というものを全く置かないというところまでやらないで、置いてもいいし、置かなくてもいいというところが妥当なのではないかと思います。そして、教育委員会を置くというときに、委員を任命制にしておくこともいいですけども、戦後あったように直接公選にしたいということならば直接公選にでもいいよという自由を各自治体に与えた方がいいのではないかとというのが個人的な意見であります。

最後に、「おわりに」に当たりまして、ちょっとはずれる話なのですが、28 次地方制度調査会は任期が終了する今年の2月の末に道州制に関する答申を出しました。これは、都道府県制を廃止して、それに代わるものとして道州を広域自治体として置くということは将来構想として十分あり得ることだとなっているわけですが、そのときの道州の機関、組織形態についてもある程度のことを述べています。その中に、「道州には、審査、裁定等の任務を担うものを除き、原則として行政委員会の設置を法律で義務付けないこととする」という表現が出てきています。これは「審査、裁定等の」と言っていますから、人事委員会とか公平委員会とかというものは別だろう。幾つかそういうものがありますけれども、あるいは選挙管理委員会ですね。そういうようなものは別かもしれない。

微妙なのは、これに公安委員会が入っているのかどうかということなのですが、そういうものは別でしょう。しかし、それ以外の行政委員会である教育委員会とか農業委員会といった類のものは、少なくとも法律で道州には行政委員会を置き、教育委員会を置くといったようなことを法律で書くことはやめるべきではないかという答申になっているということです。以上でございます。

福井専門委員 大変ありがとうございました。非常にクリアで勉強になりました。先生の御見解の、必置規制を廃止する時の法的な位置付けですが、必置規制にしないということは、教育委員会について法律で「置いて置かなくてもいい」とわざわざ書くのか。それとも、単に今ある教育委員会の条文を削ってしまうということで、あとは条例なりで措置して国法では沈黙するということになるのか。どういう形態が一番あり得るのでしょうか。

西尾教授 そこまで詰めて検討されていないです。完全に消してしまって自由化するという方法もありますけれども、教育委員会というものを置く以上は、それは任命制なのか、選挙制なのかとかありますし、議会同意が要る任命制なのかとか、そういうことは決めなければいけない。あるいは教育長というものの位置付けを決めなければいけないという発想に立てば、教育委員会を置く場合はこうだというのが法律で決められるということになるし、そこまでも干渉しないということになればもう消してしまう。

福井専門委員 消してしまうと、基本的には自治体の条例で設置を決める。その場合には、例えば知事の諮問機関ないしは市町村長の諮問機関みたいな形になるのですか。

西尾教授 諮問機関ではなくて、行政委員会で置くかもしれませんね。

福井専門委員 そうすると、権限もそこで条例にし得るということですね。

西尾教授 そうですね。そこまで組織権を自由に委ねた例は今まで余りないわけで、議会を置くといったら、議会には常任委員会を置けるとか置けないとかということから法律で書いているわけですから、そこも全く置かないという規定の仕方をするとなれば非常にラディカルな自治組織権を自治体に与えることになりますね。

安念専門委員 今の地方自治法というのは、条例だけの根拠で行政委員会を設けるということはできないのではないですか。

西尾教授 今の地方自治法ではできません。

福井専門委員 自治法で禁止されているのですか。

安念専門委員 そういうふうに言われていますよね。だから、条例で独立行政委員会のようなものを置けると自治法で決めなければいけないというふうになるのではないですか。

西尾教授 それはそのとおりです。

福井専門委員 そうすると、素直に考えると必置規制をやめる場合には、法律で、置かないこともできる。置く場合はこういう位置付けだということになる。

安念専門委員 それは座りがいいのではないですかね。

西尾教授 置くこともできるとなると、地方自治法の方でも条例で行政委員会を設置できるという規定を置かなければならない。例えば、情報公開制度が普及したときに、情報公開の不服審査をする審査会を設けましたね。あれは、行政委員会制度が設けられるのなら行政委員会としてつくるという構想はあったわけです。だけど、地方自治法上できないので皆、諮問機関としての審査会にしているという流れがあるのです。

福井専門委員 今の地方制度調査会は2月で一旦締めているわけですか。

西尾教授 もう締めて任期が終了しています。任期がそこまでだったので。

福井専門委員 そうすると、この後地方制度調査会系列はどうなりますか。

西尾教授 今は地方制度調査会が存在していないのです。それで、29次の地方制度調査会を内閣がいつ設置しようとするか。

福井専門委員 通常は間髪を入れずに。

西尾教授 していませんね。間が空いています。

安念専門委員 そういうことになるのですか。

福井専門委員 常設ではないのですね。

西尾教授 組織として法律上は常設なのですが、空白が入っています。

安念専門委員 それでは、地制調の側から文科省に圧力をかけてうんと言えという交渉のプロセスはないわけですね。

西尾教授 ないです。

草刈主査 それは、答申して終わり。

西尾教授 終わりですね。

草刈主査 あとは総理大臣がそれをどういうふうに出すか。

西尾教授 だから、答申を受けた事務局である総務省は、その答申を実現しようとして各省と折衝して地方自治法改正案なり何なりはつくっていくわけですけども、この件に関しては地教行法から改正しなければいけませんから、そうすると文部科学省所管の法令なのでそちらが同意しない限り成り立たない。

福井専門委員 これは総務大臣に答申なのですか。

西尾教授 内閣総理大臣です。

福井専門委員 内閣総理大臣への答申で、答申作成の過程で文科省の幹部と激論を交わしたのですか。

西尾教授 激論を交わしたわけではありません。一遍ヒアリングをして呼んだというだけです。

福井専門委員 折衝して合意の上でまとめた答申というわけではないのですか。

西尾教授 はい。地方分権推進委員会は皆、各省との折衝をやって、向こうが同意をしたものを勧告に書くというやり方でやりましたけれども、地制調はそれをやっていないです。

福井専門委員 先生の御経験ですと、どちらが効果的ですか。

西尾教授 それは、ぎりぎり詰めるのならば地方分権推進委員会型の方です。

安念専門委員 当会議もその方式なのですが。

福井専門委員 今度の29次でも、これは持ち越されて検討されることになるのでしょうか。

西尾教授 全くわかりません。

福井専門委員 西尾先生は当然また次も関わられるのですか。

西尾教授 そんな保証はどこにもないです。

安念専門委員 そうすると、29次で持ち越されるかどうかは、29次に対して内閣総理大臣がどういう諮問をするかで決まるということですか。

西尾教授 そうです。

安念専門委員 では、要するにわからないのですね。

福井専門委員 総務省は当然……。

安念専門委員 総務省の下心は当然そうでしょうけれども、保証はないわけですね。

福井専門委員 総務省ですと、窓口は自治行政局ですか。

西尾教授 自治行政局です。法令改正問題ですから行政課が中心になるでしょうね。

福井専門委員 そちらとは意見交換をしますか。

ちなみに、先ほど全面広告で教育長会議が名前を連ねていたという話がありましたが。

安念専門委員 僕もあれを見たけれども、あれは、金はだれが出しているのですか。全国紙だから何億円もかかるでしょう。

西尾教授 その辺を新聞社に聞いているのですよ。

福井専門委員 その教育長会議の名前を出した団体が一体いかなるポケットから幾らく

らい出たのかを調べるべきでしょう。

安念専門委員 あれは両面じゃありませんでしたか。片面でしたか。

西尾教授 片面です。

安念専門委員 すごくでかい。全国紙で朝日か何かに出たら億でしょう。

草刈主査 そこまでいかない。5,000万くらいですよ。

安念専門委員 しかし、それにしても……。

西尾教授 3,000万から5,000万じゃないかと。

福井専門委員 教育長は公務員なのに政治活動をしてもいいと思っているのでしょうか。それ自体が地方公務員法違反じゃないですか。

戸田専門委員 公務員は違反を犯すのに慣れてるから。

福井専門委員 新聞広告で政治活動というのは端的な違法行為でしょう。公務員としてなら。

安念専門委員 赤旗を配って懲戒処分になるのだから。

草刈主査 教育長が名を連ねているというのは、それこそ政治的中立性もへったくれもないということですよ。

福井専門委員 あり得ないです。自分たちの身分に関わることで金を出して広告を出すなんて、品位が疑われる。

安念専門委員 しかし、彼らの発想からすれば、そういうことをするのが政治的中立だと。

福井専門委員 すごいですね。それは現物を探してください。私は記憶にないので、一回見てみたいです。

安念専門委員 今、先生に教えていただいた点でなるほどなと思ったのですが、学校教育に所掌事務を限定した上で必置規制と。

ただ、そういうふうにしても、更にもう少しルーチンレベルでの権限をどうするかというのは結構官僚機構の中では重要なことがあるだろうと思うのです。例えば先ほどもおっしゃったように、任命についてだれがどういう形をとるかなどということはもちろん重要だし、それから議案の提出権とか、予算の独自の権限みたいなものがありますね。ああいうものを与えるかとか、そういうような細目ではあるが、実際のファンクションにおいては重要なアイテムというのは結構あると思うのですが、そのようなものはやはり自治体の裁量に任せるという制度設計になりましょうか。

西尾教授 戦後すぐに直接公選の教育委員会制度をつくって、しかも教員の任用権から市町村に与えていたという時代は、教育行政関係の予算も教育委員会が編成して議会に出すものだったのです。

安念専門委員 議案上程権も……。

西尾教授 議案上程権も持っていたし、予算編成権も持っていたのです。

安念専門委員 本当に独立していたのですね。

西尾教授 そうです。ところが、その直接公選制を辞めて任命制や何かに切り換えたときに、その予算提出権とか議案提出権も教育委員会から奪いまして、それは市町村長、知事の権限であるということになったわけです。ですから、予算を出すにしても長を通して出さなければいけないわけで、その限りで予算編成は全体的にそれをしますから、幾ら教育委員会が要求しても長がそれはだめだと言えはなかなか通らないという意味では教育行政に対して一定の発言権を長は持っているわけです。

福井専門委員 それはなおさらおかしいですね。予算編成権まで知事や市長にあるのに、権限だけ独立させて政治的中立のふりをさせている仕組みですね。本来、本当に中立性を担保するのならば予算編成権だってなければおかしい。

安念専門委員 それは、裁判所などは国の予算で独自の、編成権ではないけれども、特別の地位を持っているでしょう。

西尾教授 そうです。

安念専門委員 当たり前のお話ですよ。金が独立していなければ独立できない。

西尾教授 会計検査院とか人事院についてはそういう仕組みになっていて、二重予算制度をとっていますけれども、出したものと、それを大蔵省主計局が最後に査定して変えたものに人事院が要求したもの、会計検査院が要求したのも、両方国会へ出すというルールになっているのです。それは特殊な機関です。

福井専門委員 今も教育長は、もともとは市長か知事が目を付けて議会の同意を求めて教育委員にした上で教育長にするということですね。

西尾教授 ですから、市町村型の場合は従来からだれを教育長にするかというつもりでその教育委員に任命しているわけです。

福井専門委員 そうすると、その限りでは市長の任命段階でのコントロールがあるということが言えますね。

にもかかわらず、教育委員会なり、教育長が、知事や市長の事実上の要請を結構無視したりとか、あるいは文科省から別の指令がきたらそちらを優先するという実態がよく起こるのは面白いですね。余り逆らったら次は再任されませんが。

西尾教授 首長たちの意向に反しているというよりも、公然と反することはそんなにケースは多くないと思うのですけれども、文部科学省の意向どおりに動いているという方が強いでしょう。

福井専門委員 それで、教育長は文科省を首長より重く見てしまうわけですか。

西尾教授 そうですね。

戸田専門委員 今、先生がお書きになった1のまさに独立王国ですね。現場では首長の方より本当に文部科学省を見ているというのは、その教育の政治的中立性ということが大きいのかかかっている、また逆に言うとそれを盾に取って知事部局が教育委員会にいろいろ意味で干渉することを排除しているのです。

そして、そのときのいろいろな理屈に、例えば文科省がこう言っていると、いろいろ

なことを言いながら首長の関与を排除していくから、首長も結局その教育関係者は教育しながら共同体みたいなことがありますから、その意向を無視して全然違う人を任命したりすると教育委員会の事務局がうまく機能しない。そういう機能的な面ですごくやりにくいのです。

福井専門委員 教育長は行政職の方が多いのですね。学校の教員を辞めたりとか。

西尾教授 そんなことはありません。都道府県レベルの教育長は半々くらいじゃないでしょうか。教員上がりの人と、教員上がりも県だと高校教諭とか、県立高校教諭とか、そういう教育レベルにあった人が。

安念専門委員 有力高校の校長さんなどはルーチンということですね。

西尾教授 あとは総務部長、何々部長をやったような人が教育長に就任してくるという環境から上がってくるのと半々くらいです。市町村に行くとは教育者の方が多いと思います。

福井専門委員 こういう構図はあるのですか。教育長は要するに知事や市長に選ばれているということから、民意を反映して動こうとする動機づけは、特に教員ではない行政職の関係の方だったらあるけれども、教員集団が文科省と利害を共通にしているために、それこそまさに干渉を排除する動きをなかなか抑えられないとか、そういう構図はあり得るのですか。

西尾教授 ありますし、教員まで広げれば、教員は学校で教育に当たっているのが大半ですけれども、教育委員会事務局にも教員の人たちは入ってやっていますから、その人たちの任用権を持っているのは都道府県教育委員会とその事務局です。教育庁というふうに言いますが、教育庁ですから、そこが人事権を持っていますので、都道府県教委の事務局の言い分を素直に聞いてしまうということです。

福井専門委員 市町村を見ないわけですね。それも面白いですね。設置者を見なくても運営できる学校なのですね。

西尾教授 身分はあくまでも市町村職員なのだと言っても、教員はそんな意識は持っていないでしょう。

福井専門委員 うまくいくわけがないですね。

戸田専門委員 僕がちょっと先生にお聞きしたいのは、今、先生は政治的中立の原則を過剰強調していると。けれども、政治的中立性の原則で2つ問題があって、教員の人事と、それから教科書の問題がありましたね。そこで教員の人事の問題なのですけれども、例えば市町村レベルに任用権を下ろすと非常に狭いところで、中で人事異動をするようになるから、問題教師などを排除するのも難しくなる。

そこで、こういうことはできないものですか。都道府県レベルで教員を採用してそこにプールしておいて、市町村レベルが任用権を持ってそこから持ってくるというようなことは制度的にあり得ますか。

西尾教授 あり得ると思います。

戸田専門委員 そして、都道府県レベルで一括採用した教員を評価してある程度ランク

付けをしておく。そうすると、その現場の校長なり何なりがああ教員を持って来る、この教員を持って来る。それを市町村が任用するというようなこともあり得ますか。

西尾教授 あり得ます。ちょっと例が違いますけれども、国家公務員の試験を人事院が統一的去行い、各省が任用しているというのと同じように、ちょっとレベルが違いますが、都道府県で採用試験をして合格者を決めてリストをつくる。市町村がその人の中から採用するというのはあり得るし、政令市、中核市まで下ろしていったときにそこが独立で、自分で試験をし、採用をしていくようになりますと、それ以外の市町村のところの教員は依然として都道府県が任用しなければいけないわけなのですけれども、そのときにそうならば市町村で広域連合をつかって、そしてその統一試験をして任用したらいいのではないかとという市町村の広域連合でやるか、そんなことならば県が試験をやって合格者を決めて、それで任用は市町村がするというのもあり得る。

草刈主査 今のお話だと、結局県で採用をする。実際は人事院ではなくて各官庁が勝手にやっているわけけれども、仮にそういうことを県の教育委員会でやりましょうということになったときにものすごい問題なのは、県の教育委員会と、それから市町村の教育委員会と二重構造になっています。それで、県の教育委員会なんて要らないじゃないかという議論が片方ありますね。そのときに、そういうものを与えてしまうと、それがやはり必要になってくるわけです。だから、むしろその連合体でそういうものをつかって採用するという方が健全ではないかという考え方もあると思うのです。

戸田専門委員 おっしゃるとおりです。だから、都道府県教育委員会というものを仮になくして、ただ、今、言ったように教員の採用試験をやる組織でいいと思うのです。

福井専門委員 当時者で任意に連合したいところはするし、自分の自治体内で完結できるという大規模な市はそこだけでやってもいいとか、選べるとなおいしいですね。

安念専門委員 現にそれに近いことになったわけでしょう。だって、政令市は今までやっているわけだから、結局今おっしゃったようなことは大体なってしまうわけですね。

福井専門委員 それを必置規制で賄おうということ自体、やはりゆがんでいるということですね。

安念専門委員 ゆがんでいるのだと思います。ある程度の規模がなければやはりいい人材は採れないから、どっちみち黙っていても5,000や1万の町村だけで自前で本当にやりますなどという、そんなことではないでしょうね。

戸田専門委員 そこをクリアするために、その工夫を考えて。

草刈主査 もう一つ、先生がおっしゃった都道府県の教育委員会の存在意義ということですね。それともう一つは要するに任免の話で、問題教員を首にするときに、これは全部市町村ではなくて県の方にやらせますね。市町村の教育委員会ではそれができないとおっしゃったように記憶しているのだけれども、そこはどうかのですか。

西尾教授 これは公務員の世界で余りやってこなかった分限免職の話に関連しますけれ

ども、今までは問題教員がいてもなかなか首にはしなかったのです。そうすると、学校現場に置いておくと問題ばかり起こす。したがって、クラス担当なんかさせられないと外なのです。そういう人は教育委員会事務局に行くのです。そこで事務員として雇う以外にないのです。それがまた図書館に行きましたり、いろいろ回しまして、問題者であっても余り弊害が出ないところで飼いつけてきたという問題があるのですけれども、どこでも困るわけです。そういう人は自分のところから追放したいわけです。

それで都道府県教委でやっている、優秀な先生をもらいたいということと、嫌な先生を引き取ってもらいたいという両方が起こっているわけですが、嫌な方をどこかまた黙ってほかの市町村に持っていっちゃうわけです。それをやりくりして回しているわけです。それが自分のところが小さくなると持っていき先がありませんから、在庫で困る。ここは分限免職問題とも絡んでいて、本当に教員として不適格であればやはり解職させるということをやれば少しは解決すると思います。

草刈主査 なかなか現実にはやりにくいからという問題がありますね。

この前、世田谷の教育長さんも言っていたのですが、大体何人に1人くらいそういう問題教員がいますかと聞いたら、4人に1人だと言っていました。それで、何人首にしましたかと聞いたら、すごくしました。何人ですかと聞いたら、3人でしたと言うのです。4人に1人問題教員がいて3人しか首にできないというのが現実としてはあるということなのでしょうね。だから、その分限の制度をすごくクリアにしてあげないと、そこはやりにくいと思います。

福井専門委員 抱え込まされた小さい自治体はたまらないでしょうね。

安念専門委員 それは、企業経営者としても実は同じことじゃないですか。そうそう気に入らない人を……。

福井専門委員 それは日本郵船ならばできるけれども、零細企業だったら首にしています。

安念専門委員 そうしたことなんです。職種がたくさんあるところはいいのですけれども。

草刈主査 リストラなんていうのはそれでしょう。もちろん業績が悪くなってどうしようもないからというものはあるけれども、一方でどういう人に引き取っていただくかというやはりできない人から引き取っていただくのです。肩たたきなんて、そういうものですよ。そここのところの自由度が全然違うのですね。

西尾教授 その駆引きが大事なのですね。優秀な人をもらおうということと、悪い人に引き取ってもらおう。その駆引きで都道府県教育指導室というようなところに校長上がりのような人がそろっているのです。そこが人事権を持っているわけですが、そこと交渉しながらその人事をいかにうまくやるかということが大事なものですから、市町村教育長は学校教育者になる。それはそこと話ができる。この人事が一番大事だからこそ教員上がりの人が教育長になることが多くなる。

福井専門委員 逆に言えば、資質本意ですっきりできない部分をかなりいろいろ工夫しながらやって、その内部管理コストはものすごく高くついている感じですね。

戸田専門委員 校長もだめなものを送り出すときはうまいことを言って、3月になるといい教員になっちゃうわけで、これはいいやつだとかと言って一種のババ抜きをやるわけですね。お互いに知られているような場合はしようがないから、いいのと悪いのをセットで、これを出すからこれも採ってよみたいに。

草刈主査 それでも会社も同じなんですよ。

福井専門委員 官庁だって同じです。

草刈主査 人事は、こういうものを是非くれと言いますよね。そうすると、まずとんでもないやつから出してくるのです。それで、ばかなやつはだまされちゃう。気を付けるのだよとしょっちゅう言っているんだけど、ばかやろう、ふざけるな、何だと思っているのだなどというのをだんだん出してきて、最後に僕らのところに相談に来て、力の強いやつがいいのを採ることになっちゃうのです。

戸田専門委員 それと、小さな市町村の範囲内での人事異動というのがあるけれども、もう一つは校長なり管理職と教員の間もなれ合ってしまうと情が絡んで切れないというか、そういうレベルの問題が出てきてしまって。

福井専門委員 個人的に親しくなってきたりすると、そうですね。

安念専門委員 それと、やはり首長との関係では小さければパトロン現象がどうしても生じますね。

草刈主査 割とそういう冷静なジャッジメントができる格好でないともずいということですね。

戸田専門委員 だから、広域でこういうふうには採用はできるけれども、任命権はその下に下ろすというふうな制度で……。

草刈主査 もう一ついいですか。さっきちょっとお話がありましたが、要するに必置制度ですね。これを廃止するということがその自由度を高めるということ、これはそのとおりだと思うのですが、ちょっとさっきおっしゃったように、では廃止しますと決めたときに、それではその廃止というのは行政がばんばんやっしまえばいいのか。それは教育というものに非常に興味を持っていて、自分がやりたいのだという方がいらっしたら、それはそれでもっとハッピーなのだろうと思うのです。

だけど、必ずしもそこまでいないから、とんでもない首長がなってしまうことにおいて、教育がスポイルされるということに対する防波堤を何かつくらなければいけないのだろうと思いますが、その辺はどういうふうにするのがよろしいかという辺りのお考えがあればお伺いしたいと思います。

西尾教授 いろいろとあると思うのですがけれども、法令で首長が教員の任用権というものを持つのでなくて、試験をし、採用するのは、例えば教育長の権限であるとか、任用権は下ろしておくという方法もありますね。あるいは、教員の罷免とか何かというときは

必ず審査会にかけなければいけないという仕組みをつくるとか、長の独断ではできないというふうな保障を何かつくらなければいけない。

それが国家公務員ならば人事院に公平局というものがあって公平審査を不満があればするようになっていきますけれども、都道府県にも人事委員会を置いて、人事に不満があればそこへ訴えて出るという制度はありますから、教員もその一般ルールの中だけでいいのか、特別な審査機構を別途つくるのか。細かいことはいろいろあると思いますけれども、そういう保障はしなければいけないのではないかと。

安念専門委員 抱合せですね。

福井専門委員 教員の圧力というか、教員集団の身びいきみたいな人事は随分あるみたいですね。

西尾教授 それはあり得るでしょうね。

福井専門委員 むしろ市長の圧力というよりも、教員幹部の子弟とか。

西尾教授 昔のような日教組の力が強かった、教組の力が強かったときは教組のプレッシャーというものがすごかったです。今はどんどんそれが減ってきちゃっているから昔のようなことはないと思いますけれども。

福井専門委員 さっきの教育長専任制なのですが、当時の都道府県型に合わせるのか、市区町村型に合わせるの面白い経緯だと思ったのですがけれども、白地で考えると、仮に置いたとして教育委員会の教育長というのは委員から選ぶ方がいいのか、あるいは行政ラインで選ぶ方がいいのか。どちらの方がよろしいですか。

西尾教授 私は教育委員会制度というものをもし生かすのならば、教育長は教育委員ではなくて教育委員会から任命される人と、独立している方がいいと思います。

福井専門委員 事務専従の方がいいということですね。

西尾教授 教育委員会の一人であるという構造だと、やはりそのプロフェッショナルが委員会全体をコントロールすることになるので。

福井専門委員 合議体の意味合いが変わりますね。

西尾教授 アマチュアによるチェックであるという意味ならば切り離した方がいいのではないかと。

安念専門委員 そうですね。趣旨が徹底しますね。

福井専門委員 仮に必置規制を外したときも、そういう形が望ましいのだということがはっきりあれば。

西尾教授 ですから、これを専任制にしたいという文部科学省の理屈は、私はわかるとは思っていたのですがけれども、それに議会同意とか特別職まで言うものですから。

福井専門委員 まるっきり逆になるというのが何かポリシーの一貫性を感じませんね。

西尾教授 全くないですね。

草刈主査 アマチュアの純粋な議論としては、プロフェッショナルがいて、アマチュアの教育委員会というものがあって、間違っているかもしれませんが、私の感覚で言うと、

教育委員会というのはやはりユーザーというか、教育を受ける人たちが一番望むことをきちんと意思表示をして、それが実現していくように動くべきではないか。それで、プロがいて、それはちょっとできないよとかというところで初めて調整が成り立つ。

ところが、教育委員会自体がいわゆる血族結婚の世界になってしまっている。これは非常に問題だと思うのですが、それを直すためにはどうすればいいのでしょうか。公選制とありますけれども、ちょっと公選制にしたから直るとも思えないし。

西尾教授 公選制にしたときの最大の問題は、教員自身が立候補をして教員上がりの人が多数を占めてしまうということなのです。これが問題だということで廃止されたということが最大の理由なのです。

だから、選挙制が必ずしもいいとは思いません。行政委員会でやるとしたら、市民がまたその行政委員会をコントロールしなければいけないわけですから、そうすると教育委員会の傍聴とかがちゃんと行われているとか、あるいは教育委員会報という広報誌を持ってそういう委員会の所管のことはちゃんと知らせていますというような住民とのつながりというものを強化しなければだめでしょうね。

だけど、ほとんどのところで、法律上は傍聴希望者がいたら傍聴を許さなければいけないという規定になっているのですが、教育委員会議室に傍聴の席なんかありません。

福井専門委員 基本的に密室でやっているのでしょうかね。

西尾教授 多くがですね。傍聴を許しているところもありますけれども、数少ないはず。部屋の構造から、そうっていないですから。

戸田専門委員 大事なときは非公開にしまったりとかですね。

それで、教育委員をいわゆるレーマン・コントロールするために、任命する場合に教員上りを何%以下に抑えるとか、そういうことは何か職業選択の自由とか、そういうものに抵触するのですか。

西尾教授 そういうことはないでしょう。やろうと思ったらできるでしょう。

戸田専門委員 そういうこともできますか。

安念専門委員 それは天下りを制限するのと同じですよ。

西尾教授 人事院は3人の人事官で成り立っていますが、あれには実に不思議な規定があるのです。同一大学の同一学部の出身の人が2人になっちゃいけないのです。それは東大法学部の支配を崩すためです。

福井専門委員 だったら、教員集団が一定比率以上を占めるな、などというルールは当然の趣旨になるでしょうね。それこそ必置規制をなくしたときだって、任意設置にしる、それはルールとして守れと言ってもいいですね。

西尾教授 その前に同一政党に属している人、それはいけないというのはまず大原則としてありますが、学校閥まで人事官は決めているということがあります。これはアメリカの学校委員会とか教育委員会の制度をモデルにして戦後に入ってきたものですね。アメリカだと多人種多民族の社会だし、宗教の対立が大きい。キリスト教でもプロテスタントが

カソリックかで違うものだから、教育委員の構成にまず民族別の比率を決めていく。それから、プロテスタント、カソリックでどちらも多数になってはいけないというような宗教の構成の要件まで決める。だから、中立性というときにいわゆる日本で考える政治的中立だけではなくて、宗教教育の中立がものすごく重要視されているわけです。

戸田専門委員 今、主査がおっしゃったように血族結婚の人は、何%は入れないということですね。

福井専門委員 学閥が問題で、特に地方の教育委員会とか教師集団だと、地元の国立大の教育学部が圧倒的に支配しているのです。そういう意味では人事院方式はいいですね。地方に行けば行くほど特定教育学部を出た人が強い。

事務局 すみませんが、定刻を過ぎておりますので。

福井専門委員 最後に1つ、さっきの社会教育とか図書館、博物館という任務の限定はおっしゃるとおりだと思うのですが、そういう文化財やら図書館やら、あるいは社会教育というのはそもそも教育委員会の設置趣旨とは関係ないような気がするのですけれども。

西尾教授 文部科学省所管業務そのものということです。

福井専門委員 そうということですね。筋から言えば、教育の政治的中立性ということと図書館とか文化財とかは何の関係もないように思うのです。例えばこういうくり方をしている諸外国の例というのは。

西尾教授 余りないですね。

福井専門委員 要するに、日本の文科省でたまたまそういうことにしているだけですか。

西尾教授 そうですね。

福井専門委員 わかりました。文化財なんて何の関係もないですからね。

安念専門委員 古墳は政治的だから。あれは超政治的ですよ。

福井専門委員 すばらしいお話をありがとうございました。